

東北ヒロセ野球場

1 利用料金

(単位：円)

利用区分			単位	一般		児童及び生徒	
				A	B	A	B
グラウンド			1 時間につき	1, 100	2, 400	700	1, 300
附属設備	照明設備	全6基点灯	1 時間につき	3, 300			
		4基点灯		2, 200			
	スコアボード		1 試合につき	1, 000			
	放送設備			500			

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学生、中学生及び高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で高等学校に在籍していないものを含む。）をいう。
- 2 一般とは、児童及び生徒並びに乳幼児以外の者をいう。
- 3 Aとは入場料及びこれに類するものを徴収しない場合をいい、BとはA以外の場合をいう。

2 利用時間 午前8時から午後9時まで

(ただし、市長が必要と認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。)

東北ヒロセ陸上競技場

1 利用料金

(単位：円)

利用区分			単位	一般		児童及び生徒	
				A	B	A	B
トラック フィールド	団体（15人以上）	貸切で利用する場合	1時間につき	2,000	4,880	1,000	2,400
		貸切以外で利用する場合		1,000	4,000	500	2,000
	個人		1日	100		50	
			1年	4,000		2,000	
室内練習場	団体（15人以上）	貸切で利用する場合	1時間につき	1,000	2,400	500	1,200
		貸切以外で利用する場合		500	2,000	300	1,000
	個人		1日	100		50	
	附属設備	放送設備		1日	500		
全自動電気計時装置		2,000					
ミーティングルーム		1室1時間につき	300				

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学生、中学生及び高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で高等学校に在籍していないものを含む。）をいう。
- 2 一般とは、児童及び生徒並びに乳幼児以外の者をいう。
- 3 Aとは入場料及びこれに類するものを徴収しない場合をいい、BとはA以外の場合をいう。
- 4 トラック及びフィールドを貸切で利用する場合には、室内練習場の使用料は、徴収しない。

2 利用時間 午前8時から午後7時まで

(ただし、市長が必要と認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。)